平成16年11月 法務省入国管理局

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律の施行について

1 はじめに

さきの通常国会で成立した出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律 (以下,「改正入管法」といいます。)のうち,「不法滞在者等対策」に関する規 定が本年12月2日から施行されます。

近年,治安に対する国民の不安が増大している中,その原因の一つとして不法 滞在外国人問題が指摘され,その対策が各方面から求められていました。

2 改正法の概要

改正入管法の「不法滞在者等対策」は,

<u>罰金の上限の引上げ</u>(不法入国罪等については30万円から300万円に, 不法就労助長罪については200万円から300万円に)

上陸拒否期間の見直し(出国命令制度により出国した者の上陸拒否期間は1年に短縮される一方,過去に退去強制されたことのある者などの上陸拒否期間は10年に伸長)

出国命令制度(自主的に入国管理官署に出頭した不法残留者を簡易な手続で出国させる制度)の新設

<u>在留資格取消制度</u>(不正な手段により上陸許可等を受けて滞在している者などの在留資格を取り消す制度)の新設

がその主な内容です。

3 今後の取組み

現在,約25万人とも推計されている不法滞在者を減少させるため,従来から取り組んでいる入国・在留審査の厳格化や不法滞在者の摘発の強化に加え,改正入管法に規定された不法滞在者等対策を適正かつ円滑に実施することとしています。